平成２９年（フ）第２３６号
徳島県徳島市津田町４丁目４番56―231号
県営住宅、旧住所徳島県徳島市津田町３丁目１番38号　銀河21号室
破産者　藤井　実季
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９５号
徳島県阿波市土成町土成字北原218番地43
破産者　吉村　友美
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３１号
香川県さぬき市長尾西908番地１　プラティーク長尾203
破産者　栂　　直美（旧姓卯目）
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３７号
香川県高松市東ハゼ町８番地10　コート東ハゼⅠ―203
破産者　松本　　優
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３９号
香川県高松市屋島西町2279番地１　市住５―103
破産者　横手　正子
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０号
愛媛県今治市菊間町浜1453番地１　高齢者総合福祉施設ラ・ファミーユ、前住所愛媛県今治市阿方甲427番地７、前々住所愛媛県今治市小泉３丁目４番１号、前々々住所愛媛県今治市大西町紺原甲1283
破産者　山崎　節子
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第８号
福岡県直方市大字下境2458番地４
破産者　榊　　京子
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第９号
福岡県宮若市鶴田1891番地93　市営鍋田団地207号
破産者　山根　奈美
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1550番地３
破産者　井上　勇樹
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１８号
宮崎県都城市鷹尾４丁目15街区５号　内堀団地５－５―44
破産者　谷口　和代
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第２３号
宮崎県都城市吉尾町2009番地１　クレス中村211号室
破産者　谷山佳奈恵
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第２４号
宮崎県都城市姫城町35街区10号　シティーハイツ姫城Ｂ棟16号室
破産者　松本　政司
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１４号
宮崎県東臼杵郡美郷町北郷字納間829番地５
破産者　青木由美子
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１７号
宮崎県東臼杵郡門川町南ケ丘２丁目144番地
破産者　池田　鈴香
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１８号
宮崎県東臼杵郡門川町西２丁目117番地、前住所宮崎県東臼杵郡門川町加草１丁目124番地
破産者　黒川きみ子
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２１号
宮崎県日向市曽根町２丁目122番地
破産者　川﨑　　聡
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２５号
宮崎県延岡市出北１丁目８番21―203号　フレスクーラ、前住所宮崎県東臼杵郡門川町加草１丁目124番地
破産者　黒川　和喜
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第２８号
茨城県古河市大手町10番22号
再生債務者　橋本　記成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月２日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（再イ）第５１号
岡山県倉敷市玉島柏島658番地２
再生債務者　坂手　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月１日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２９年（再イ）第１９号
福島県伊達市梁川町東大枝字北町97番地２
再生債務者　佐藤　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月２日　福島地方裁判所

平成２９年（再イ）第４８号
大分県別府市石垣東５丁目２番29号
再生債務者　磯田　光一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月２日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再イ）第４１号
茨城県水戸市大塚町1866番地の186
再生債務者　鈴木　真吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月２日　水戸地方裁判所

平成２９年（再イ）第３３号
青森市千富町２丁目７番10号
再生債務者　長内　克暢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月２日
青森地方裁判所民事部再生係